

事業所 御中

富山労働局登録教習機関
[登録番号 富木第1号 R6.3.30まで]
林材業労災防止協会富山県支部
〒930-2226 富山市八町6931番地
(富山県森林組合連合会内)

木材加工用機械作業主任者技能講習（資格取得）の開催について（案内）

この度、富山労働局長登録の技能講習を下記により開催いたしますので、該当者の受講をご配慮くださるようご案内申し上げます。

記

- 1. 開催日時** 令和3年2月2日（火）～2月3日（水）の2日間
9:00～18:00（なお、受付は8:30から行います。）
- 2. 場 所** 富山県教育文化会館 501号室
〒930-0096 富山市舟橋北町7-1 TEL.076-441-8635

3. 作業主任者を必要とする作業場

労働安全衛生施行令第6条第6項により、木材加工用機械（丸のご盤、帯のご盤、かんな盤、面とり盤及びルータに限るものとし携帯用を除く）5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のご盤が含まれている場合は3台以上）を有する製材工場、木工、建具及び建築大工作業等もそれぞれの事業場に作業主任者を置かなければならないことになっております。

※注 組合せ木工機はそれぞれ機能ごとに1台とみなす。

なお、作業主任者は、休憩などで現場を離れるときは必ず交替者を要するので、1事業場の2名以上の資格取得者を配置されるようご留意下さい。

4. 受講資格及び証明

①木材加工機械の作業に**3年**（職業訓練法による者は2年）以上の経験を有する者。この者に対する証明責任は事業主にあり、申込書の事業主確認印が証明となりますのでお含み下さい。

②受講の一部免除

職業訓練法による木材加工関係業種についての所定の資格及び訓練を終了した者は、

※1日目の関係法令の受講と、2日目の修了試験を受けて下さい。

5. 定員 20名

（申込期間中でも定員になり次第締め切らせていただきますので、受講料手続前に定員枠の確認をお勧めします。）

受講者には受講票をお送り致します。

※なお、受講票は受講日の1週間前にお手元（事業体）に届くようお送りいたします。

木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

林材業労災防止協会富山県支部 行

写真 2×3 cm

事業所名
(事業主) _____ 印

所在地 〒 _____

電話番号 _____

連絡担当者 _____

ふりがな				本人朱肉 印
受講者氏名				
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別	男 ・ 女
現住所	〒 _____			
電話番号	() _____			
木材加工用機械の 作業経験年数	自 年 月 至 年 月 日			事業主確認印※2
備考 職業訓練法該当事項等				

※注1 これは台帳になりますので〇〇番地まで正確に記入して下さい。

申込書が不足の場合は、コピーして申込み下さい。

※注2 事業主確認印は、上記の事業主印と同じ印を押印願います。

令和 年 月 日

上記のとおり申込みいたします。